

平成30年知立市議会3月定例会付議案件一覧表

(議会資料)

平成30年2月16日

議案番号	報告第1号
議案名	平成29年度知立市土地開発公社事業計画変更及び補正予算(第1号)
概要	<p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第2項の規定により、平成29年度の知立市土地開発公社の事業計画変更及び補正予算(第1号)を報告するもの</p> <p>次の用地の取得予定の変更</p> <p>都市計画道路知立環状線事業用地 △46.46㎡(変更後取得面積 137.33㎡)</p>
議案番号	報告第2号
議案名	平成30年度知立市土地開発公社事業計画及び予算
概要	<p>地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成30年度の知立市土地開発公社の事業計画及び予算を報告するもの</p> <p>計画内容</p> <p>次の用地として取得予定</p> <p>都市計画道路知立環状線事業用地 115.04㎡ 都市計画道路八橋東西線事業用地 1,659㎡</p>
議案番号	同意第1号
議案名	知立市公平委員会委員の選任について
概要	<p>任期満了(平成30年3月31日)に伴うもの</p> <p>春田 昌吾氏の選任</p>
議案番号	同意第2号
議案名	知立市教育委員会教育長の任命について
概要	<p>任期満了(平成30年3月31日)に伴うもの</p> <p>宇野 成佳氏の任命</p>
議案番号	議案第1号
議案名	第5期知立市障がい福祉計画の策定について
概要	<p>第5期知立市障がい福祉計画を策定するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるもの</p>

議案番号	議案第2号
議案名	知立市子ども・子育て支援事業計画の一部変更について
概要	知立市子ども・子育て支援事業計画の一部を変更するため、知立市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるもの
議案番号	議案第3号
議案名	知立市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の特例を定める条例の一部を改正する条例
概要	<p>市長の給料月額の特例の期間を延長するもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>市長の給料月額について、その額に100分の10を乗じて得た額を減額する特例を、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間延長するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
議案番号	議案第4号
議案名	知立市職員互助会条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>市が知立市職員互助会に支出する負担金について、従前は掛金に相当する額を支出していたところ、掛金の2分の1に相当する額の範囲内で予算の定めるところにより支出することとするもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
議案番号	議案第5号
議案名	知立市税条例及び知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>3年度ごとに行う固定資産の評価替えに伴い、固定資産税及び都市計画税の第1期の納期を次のように変更することとするもの</p> <p>変更前の納期 4月16日から同月30日まで</p> <p>変更後の納期 5月16日から同月31日まで</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>

議案番号	議案第6号
議案名	知立市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
概要	<p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、同令の規定に準じ、損害補償の基礎とする補償基礎額の算定に用いる加算額について、22歳以下の子に係る加算額を引き上げ、配偶者等に係る加算額を引き下げるほか、所要の規定の整理を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日（同日以後に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金について適用）</p>
議案番号	議案第7号
議案名	知立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
概要	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部改正に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正に伴う項ずれ部分を改正するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>

議案番号	議案第8号																																							
議案名	知立市介護保険条例の一部を改正する条例																																							
概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 平成30年度から平成32年度までの第7期介護保険事業計画期間における保険料額について、次表のとおり、被保険者の所得状況に応じた多段階の保険料額を設定するもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象者</th> <th>保険料年額 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>(1) 市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金の受給権者 (2) 生活保護法に規定する被保護者 (3) 市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの</td> <td>22,300 (減額賦課に係る減額前の額は、25,100)</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下のもの</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>市町村民税世帯非課税者であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しないもの</td> <td>39,000</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>市町村民税本人非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下のもの</td> <td>44,600</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>市町村民税本人非課税者であって、第4段階に該当しないもの</td> <td>55,800</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が120万円未満のもの</td> <td>66,900</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの</td> <td>72,500</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの</td> <td>83,700</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの</td> <td>94,800</td> </tr> <tr> <td>第10段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの</td> <td>100,400</td> </tr> <tr> <td>第11段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満のもの</td> <td>106,000</td> </tr> <tr> <td>第12段階</td> <td>市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が1,000万円以上のもの</td> <td>111,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 保険料の算定の基準となる合計所得金額から、土地の売却収入等（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に定める長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額）を控除することとするもの</p> <p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）の一部改正により、被保険者等に対する市町村の調査権が第2号被保険者にも拡大されたことを受け、当該調査権による調査を拒否した場合等の罰則の適用対象を、第2号被保険者にも拡大するもの</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日（平成30年度以後の年度分の保険料について適用）</p>	区分	対象者	保険料年額 (円)	第1段階	(1) 市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金の受給権者 (2) 生活保護法に規定する被保護者 (3) 市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	22,300 (減額賦課に係る減額前の額は、25,100)	第2段階	市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下のもの	39,000	第3段階	市町村民税世帯非課税者であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しないもの	39,000	第4段階	市町村民税本人非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下のもの	44,600	第5段階	市町村民税本人非課税者であって、第4段階に該当しないもの	55,800	第6段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が120万円未満のもの	66,900	第7段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの	72,500	第8段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの	83,700	第9段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの	94,800	第10段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	100,400	第11段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満のもの	106,000	第12段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が1,000万円以上のもの	111,600
	区分	対象者	保険料年額 (円)																																					
	第1段階	(1) 市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金の受給権者 (2) 生活保護法に規定する被保護者 (3) 市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額の合計額が80万円以下のもの	22,300 (減額賦課に係る減額前の額は、25,100)																																					
	第2段階	市町村民税世帯非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額との合計額が80万円を超え、120万円以下のもの	39,000																																					
	第3段階	市町村民税世帯非課税者であって、第1段階又は第2段階のいずれにも該当しないもの	39,000																																					
	第4段階	市町村民税本人非課税者であって、公的年金等の収入金額と合計所得金額との合計額が80万円以下のもの	44,600																																					
	第5段階	市町村民税本人非課税者であって、第4段階に該当しないもの	55,800																																					
	第6段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が120万円未満のもの	66,900																																					
	第7段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が120万円以上200万円未満のもの	72,500																																					
	第8段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が200万円以上300万円未満のもの	83,700																																					
	第9段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が300万円以上400万円未満のもの	94,800																																					
	第10段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が400万円以上600万円未満のもの	100,400																																					
	第11段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が600万円以上1,000万円未満のもの	106,000																																					
	第12段階	市町村民税本人課税者であって、合計所得金額が1,000万円以上のもの	111,600																																					

議案番号	議案第9号
議案名	知立市福祉の里八ツ田条例の一部を改正する条例
概要	<p>介護保険法の一部改正に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>介護保険法の一部改正による介護予防通所介護の廃止に伴い、知立市福祉の里八ツ田内の地域福祉センターにおいて行う老人デイサービス事業の利用料金に係る規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
議案番号	議案第10号
議案名	知立市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例
概要	<p>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正等に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 知立市国民健康保険税条例の一部改正の内容（第1条関係）</p> <p>国民健康保険法の一部改正により、国民健康保険の運営は、都道府県がその区域内の市町村とともに担うこととされたこと等に伴い、次の改正を行うもの</p> <p>ア 国民健康保険税の一部を国民健康保険事業費納付金として県へ納付することとされたことに伴う規定の整備を行うもの</p> <p>イ 県が決定した国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の徴収のため、県から示される標準保険料率を参考に、平成30年度分からの保険料率を改定するもの</p> <p>(2) 知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の内容（第2条関係）</p> <p>国保医療課に新たに設置する国民健康保険税等徴収嘱託員の報酬を次のとおり定めるもの</p> <p>月額149,500円</p> <p>(3) 知立市国民健康保険条例の一部改正の内容（第3条関係）</p> <p>国民健康保険法の一部改正により、同法に基づき市町村に置く協議会の法律上の名称が整備されたことに伴い、必要な規定の整備を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日（上記1(1)は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用）</p>

議案番号	議案第11号
議案名	知立市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例
概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の一部改正に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 知立市後期高齢者医療に関する条例の一部改正（第1条関係）</p> <p>県外の病院等に入院等をしていることにより、国民健康保険法の規定による住所地特例により知立市国民健康保険の被保険者となっている者（以下「国保住所地特例対象者」という。）が、75歳に達したこと等により引き続き住所地特例の適用を受けて愛知県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者となった際には、市が後期高齢者医療の保険料を徴収することとするもの</p> <p>(2) 知立市障害者医療費支給条例の一部改正（第2条関係）</p> <p>ア 市の福祉医療制度は、愛知県の補助を受けて実施しているところ、当該補助制度において、戦傷病者に対する福祉医療費の支給については、障害者医療費ではなく、後期高齢者福祉医療費により行うこととされていることから、条例上、戦傷病者に係る規定を削るもの</p> <p>イ 国保住所地特例対象者であって障害者医療費の受給資格を有するものが、後期高齢者医療の被保険者となるために、一定の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けるための申請を行った場合は、当該認定を受けるまでの間は、障害者医療費の受給資格者としてすることとするもの</p> <p>(3) 知立市母子家庭等医療費支給条例及び知立市精神障害者医療費支給条例の一部改正（第3条・第4条関係）</p> <p>母子家庭等医療費及び精神障害者医療費について、上記(1)イと同様の改正を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日（1(2)アに係る部分は、公布の日）</p>

議案番号	議案第12号
議案名	知立市保健対策・食育推進会議条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>自殺対策基本法（平成18年法律第85号）の一部改正により、市町村自殺対策基本計画の策定が義務化されたこと等に伴い、次の改正を行うもの</p> <p>(1) 会議の名称を知立市保健対策推進会議とし、これに伴い条例の題名を改正する。</p> <p>(2) 担当事務について、次の事項を加えるほか、所要の規定の整備を行う。</p> <p>ア 健康増進法（平成14年法律103号）第8条第2項の規定に基づき、健康知立ともだち21計画を策定し、その実施を推進すること。</p> <p>イ 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づき、知立市こころ応援計画を策定し、その実施を推進すること。</p> <p>(3) 委員定数を4人増員し、20人とする。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p> <p>3 他の条例の改正</p> <p>附則において知立市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するもの</p>
議案番号	議案第13号
議案名	知立市逢妻浄苑条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 第1条関係</p> <p>ア 小動物の死体の火葬及び汚物の焼却については、原則として市民に限り使用できることとするもの</p> <p>イ 他の市町村と締結した火葬業務の相互協力に関する協定の定めるところにより、協定の相手方市町村の住民は、市民とみなして浄苑を使用できることとするもの</p> <p>(2) 第2条関係</p> <p>ア 市が行う霊きゅう車業務を廃止するもの</p> <p>イ 市民以外の者が浄苑を使用する場合の使用料を、近隣市に合わせて増額するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 平成30年4月1日（第1条関係）</p> <p>(2) 平成30年10月1日（第2条関係）</p>

議案番号	議案第14号
議案名	知立市観光交流センター条例
概要	<p>知立市観光交流センターを設置することに伴うもの</p> <p>1 知立市観光交流センターの概要</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>観光客に対し、市の歴史、文化その他の観光に関する情報を提供するとともに、広く観光客と市民との交流を促進し、もって観光振興及び地域活性化に寄与するため設置する。</p> <p>(2) 事業</p> <p>ア 観光情報の提供に関すること。</p> <p>イ 観光客と市民との交流の促進に関すること。</p> <p>ウ その他観光交流センターの設置目的を達成するために必要なこと。</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
議案番号	議案第15号
議案名	知立市自転車等放置防止条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 自転車の放置禁止区域外における自転車の放置については、所定の指導を行い、一定期間経過後、当該自転車を所定の保管場所へ移動し、当該保管場所において保管することとするほか、所要の規定の整備を行うもの（第1条関係）</p> <p>(2) 新たに、(1)により移動し、及び保管した自転車の所有者等から、自転車の移動に要した費用を徴収することとするもの（第2条関係）</p> <p>2 施行期日</p> <p>(1) 公布の日（第1条関係）</p> <p>(2) 平成30年6月1日（同日以後に指導等の措置を行った自転車を移動し、及び保管した場合について適用）（第2条関係）</p>

議案番号	議案第16号
議案名	知立市市営住宅条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>(1) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部改正に伴い、認知症である者等の収入申告義務の免除に係る規定を新設するとともに、必要な規定の整備を行うもの</p> <p>(2) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）及び公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号）の一部改正に伴う条ずれ部分を改正するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>
議案番号	議案第17号
議案名	知立市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
概要	<p>建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正等に伴うもの</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 建築基準法の一部改正による同法別表第2の項ずれ部分を改正するもの</p> <p>(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の一部改正による条ずれ部分を改正するもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>平成30年4月1日</p>
議案番号	議案第18号
議案名	知立市都市公園条例の一部を改正する条例
概要	<p>1 改正内容</p> <p>都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）の一部改正に伴い、一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合を、100分の50とすることとするほか、都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正による条ずれ部分の改正その他所要の規定の整理を行うもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布の日</p>

議案番号	議案第19号	
議案名	知立市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例	
概要	1 改正内容 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、新たに次の附属機関を設置するもの	
	執行機関	名称
	市長	知立市都市計画マスタープラン・緑の基本計画策定委員会
	担当事務	(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項の規定に基づく都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項を調査審議すること。 (2) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項の規定に基づく緑の基本計画の策定に関し必要な事項を調査審議すること。
	2 施行期日 平成30年4月1日	
	3 他の条例の改正 附則において知立市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正するもの	
議案番号	議案第20号	
議案名	知立市文化芸術基本条例	
概要	1 制定内容 文化芸術に関する施策に関し、その基本理念を定め、市民、文化芸術団体、学校及び事業者並びに市の役割を明らかにし、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活と活力ある地域社会の実現に寄与することを目的として、本市における文化芸術に関する施策の基本となる条例を制定するもの	
	2 施行期日 平成30年4月1日	

議案番号	議案第21号
議案名	西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について
概要	<p>1 変更内容 西三河地方教育事務協議会の会長の選任方法を改めること等に関し、西三河地方教育事務協議会規約を変更することについて、関係市町と協議するもの</p> <p>2 施行期日 平成30年4月1日</p>
議案番号	議案第22号
議案名	市道路線の廃止及び認定について
概要	<p>道路法（昭和27年法律第180号）の規定に基づき市道の廃止及び認定をするもの</p> <p>1 次に掲げる1路線の廃止 都市計画道路八橋東西線の線形変更によるもの 1路線</p> <p>2 次に掲げる合計5路線の認定 都市計画道路八橋東西線の線形変更による道路 1路線 知立山土地区画整理事業により整備される道路 2路線 民間開発により整備された道路 2路線</p>
議案番号	議案第23号
議案名	平成29年度知立市一般会計補正予算（第5号）
概要	<p>1 今回補正額 △1,131,054千円（補正後総額 22,262,156千円）</p> <p>2 予算の概要 別添「平成29年度3月補正予算概要」参照</p>
議案番号	議案第24号から議案第27号まで
議案名	平成29年度知立市特別会計補正予算
概要	<p>国民健康保険（第3号）、公共下水道事業（第4号）、介護保険（第3号）及び後期高齢者医療（第3号）の4会計 別添「平成29年度3月補正予算概要」参照</p>

議案番号	議案第28号
議案名	平成29年度知立市水道事業会計補正予算(第1号)
概要	別添「平成29年度3月補正予算概要」参照
議案番号	議案第29号
議案名	平成30年度知立市一般会計予算
概要	1 総額 23,755,000千円 2 予算の概要 別添「平成30年度予算の概要」参照
議案番号	議案第30号から議案第34号まで
議案名	平成30年度知立市特別会計予算
概要	国民健康保険、公共下水道事業、土地取得、介護保険及び後期高齢者医療の5会計 別添「平成30年度予算の概要」参照
議案番号	議案第35号
議案名	平成30年度知立市水道事業会計予算
概要	別添「平成30年度予算の概要」参照